

登 校 許 可 証 明 書

第..... 学年..... 組..... 番（高等部）

生徒氏名.....

生 年 月 日..... 年..... 月..... 日生

上記の者は、下記○印の学校感染症が軽快し、かつ学校保健安全法の基準により、感染症の予防上支障がないと認めましたので登校を許可します。

記

学校感染症と出席停止期間の基準

	感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 期 間 の 基 準 等
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H 5 N 1 であるものに限る）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで ※発症日を 0 日とする
	新型コロナウイルス	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快後 1 日を経過するまで ※発症日を 0 日とする
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 病名 ()	医師において感染のおそれがないと認めるまで

受 診 日 令和 年 月 日

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名及び医 師 氏 名

ⓐ